

令和4年8月

農業者の皆様へ

令和4年度鏡石町 農業補助金のお知らせ



【注意事項】

記載の事業は、町への申請前に実施（購入）してしまうと補助の対象になりませんのでご注意ください。必ず、実施（購入）前に補助金の申請を行ってください。

また、今回ご案内のほか、国県等の支援事業もありますので、新たな取組み等を検討されている方は、一度ご相談ください。

【問い合わせ先】鏡石町産業課農政グループ

電話:0248-62-2118 FAX:0248-62-6553

Mail:sangyo@town.kagamiishi.lg.jp

【農業機械関係】

・鏡石町農作業省力化支援事業補助金

農作業の省力化に取り組む農業者に対し、必要な農作業機械の導入を支援します。

対象者	町内に住所を有する農業者等のうち、以下の事業を行う方。	
	(1) 飼料用米の栽培に新たに取り組む方又は規模を拡大する方。	(2) 多面的機能支払交付金を活用する活動組織の構成員として活動する方。 ※補助対象者は、1経営体につき同一年度内1回の申請となります。交付後3年度以内は申請出来ません。
補助対象	催芽機、米袋昇降機、噴霧器、散布機、苗箱洗浄機その他町長が認める水稻栽培に用いる機械の購入費。	チェーンソー又は草刈機の購入費。
補助金額	購入費用の3分の1。上限3万円。	



【園芸作物関係】

①鏡石町水田園芸作物推進事業

対象者	水田を活用した園芸作物（野菜や果樹、花き）を新たに取り組む方及び園芸作物の規模を拡大する方。 （販売用の園芸作物を栽培すること。）	
補助対象	（１）栽培設備 ビニールハウス、果樹の簡易棚、ハウス内の設備等。	（２）生産用機械 播種機、管理機、袋詰機、皮むき機等。
補助金額	整備費用の1/3。 上限100万円。	購入費用の1/3。 上限5万円。

②鏡石町農業振興事業（野菜生産振興事業）

きゅうり、イチゴの土壌消毒を実施する農業者に対し、その費用の一部を支援します。

対象者	きゅうり、イチゴの土壌消毒を実施する農業者。
補助対象	きゅうり、イチゴの土壌消毒薬剤。
補助金額	薬剤費用の1/4。

③鏡石町農業振興事業（花き園芸振興事業）

花きの生産拡大を図る農業者に対し、その費用の一部を支援します。

対象者	西洋ウメモドキの生産拡大を図る農業者。
補助対象	西洋ウメモドキ苗購入費用。
補助金額	苗購入費用の1/2。

【就農・担い手関係】

・鏡石町農業人生応援プロジェクト事業

事業名		補助金額	補助対象者
1 農業次世代人材投資資金支援事業	(準備型支援タイプ)	国が実施する農業人材力強化支援事業農業次世代人材投資資金(準備型、経営開始型)交付額の1/10以内。	(1)農業人材力強化支援事業農業次世代人材投資資金受給者。 (2)鏡石町内に居住し、農業経営を行う方。 (3)町税を滞納していない方。
	(経営開始型支援タイプ)		
2 農業経営分析支援事業		経営分析委託料の1/2以内。 上限10万円。	(1)町農業経営改善計画認定者、町青年等就農計画認定者。 (2)町税を滞納していない方。
3 プロフェッショナル経営体育成指定研修受講支援事業	(団体研修タイプ)	団体が開催する研修の経費について、事業費の1/2以内。 上限5万円。	鏡石町認定農業者会や農業者で組織する団体。
	(個人研修タイプ)	交付対象者個人が受ける研修について、予算の範囲内で1回あたり5,000円。	(1)町農業経営改善計画認定者、町青年等就農計画認定者。 (2)町税を滞納していない方。
4 農業就農者支援事業	(後継者支援型タイプ)	農業経営の引継ぎ時の年齢が45歳～65歳未満で1件当たり10万円。 (1回限り)	(1)町農業経営改善計画認定者の経営を引き継いだ後継者で、新たに町農業経営改善計画の認定を受けた方。 (2)町税を滞納していない方。
	(新規参入支援タイプ)	新規就農時の年齢が45歳～65歳未満で年間10万円を5年間給付。 (ただし65歳到達年まで)	(1)青年等就農計画の認定を受けた方。 (2)町税を滞納していない方。

【風評被害関係】

・農作物放射能汚染検査

販売店から放射能検査証の提出を求められた農作物等を対象に放射能汚染検査を実施し、農産物等の安全・安心をPRします。

対象者	農業者。
補助対象	販売用の農作物。
補助金額	無料（1生産者1品目1検体のみ。）

